

事業損失と損害補償と損害賠償

数回にわたり、事業損失関連について取り上げています。これまでを総括して事業損失と損害補償と損害賠償の相違点などについてまとめました。

【それぞれの関係と相違点】

事業損失と損害補償と損害賠償について、それぞれの関係と相違点をまとめてみました。損害補償は東京都下水道局、損害賠償は工事被害の賠償請求のケースを想定しています。

項目	事業損失	損害補償	損害賠償
概要	費用負担手続きを定めた行政措置	民法の規定を根拠とした起業者の補償基準	民法の規定に基づく一般の損害賠償請求
法的根拠	事務次官通知「公共工事に係る工事の施工に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」	民法第709条の不法行為による損害賠償請求権ならびに第716条(注文者の責任)、第717条(土地の工作物の占有者及び所有者の責任)	
補償時期	確実に予見される場合には損害の発生以前も可能	不法行為の成立要件の一つに「損害の発生」があるため、原則的には損害の発生後	
補償対象	不可避的に生じた不利益、損失又は損害で、反射的利益の損失・直接的身体障害等は含まれない。(売上減少による営業補償は、事前回避措置を原則とし、また、営業利益が反射的利益と解され、一般に補償の対象としていない) 財産上の損失以外、精神的な損失(慰謝料)については受忍すべきとされる。		広く法律上保護されるべき利益であり、明確な権利が確立されているか否かは問われない。又、損害とは物質的・有形的なものにとどまることなく、精神的・無形的なものも対象となる。
举证責任	損害を受けた者の救済が困難になる事から、客観的に発生した被害等と加害原因行為との因果関係の判定は起業者が行う。このため、騒音振動や地盤地質・地下水などの調査をはじめ、因果関係や損害発生の判定に必要な調査等についても、起業者が実施している。 ※この規定は費用負担を行う場合の規定であり、必ずしも全て起業者に举证責任があることを規定しているものではない。起業者が実施した調査等により因果関係が認められない場合、それでも建物所有者が被害を主張する時は、右記に従い被害者が立証すべきと考えられる。		因果関係の立証及故意・過失の立証は被害者側が行う責任を有するのが原則であるが、不法行為の態様によっては被害者の立証はきわめて困難な場合もあり、工事被害においては、被害者側において、まず緩やかにでも立証が行われれば、加害者の反証には厳密さが求められる場合がある。
補償期限	工事完了から1年以内に申し出のあった場合	損害が発生したこと及び誰が加害者であるかを知った時から3年、または不法行為が行われた時から20年まで	

【まとめ】

法的な根拠が異なる事業損失と損害補償でも、実質的にはほとんど違いはありません。一方、事業損失として処理出来ない事柄でも、慰謝料など賠償請求が認められるケースがあることに注意が必要で、それぞれの補償の位置づけと、補償や賠償問題全体についての理解が問題解決のヒントになる場合もあります。